

介護保険課

係	分掌事務
保険料係	(1) 被保険者の資格に関する事。 (2) 保険料の賦課に関する事。 (3) 保険料の徴収に関する事。 (4) 保険料の減免に関する事。 (5) 保険料の滞納整理に関する事。 (6) 保険料過誤納金の還付及び充当に関する事。
給付係	(1) 介護保険事業の計画及び普及促進に関する事。 (2) 保険給付に関する事。 (3) 特別会計の経理に関する事。 (4) 保険給付の苦情及び相談に関する事。 (5) 居宅介護支援事業者及びサービス提供事業者に関する事。 (6) 地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等の指定並びに指導及び監督に関する事。 (7) 地域密着型サービス運営委員会に関する事。 (8) 介護費用適正化に関する事。 (9) 介護相談員に関する事。 (10) 特定入所者介護サービス費等利用者負担額軽減対策事業に関する事。 (11) 在宅介護・医療連携に関する事。 (12) その他介護保険に関する事。 (13) 課の庶務に関する事。
介護認定係	(1) 要介護認定及び要支援認定に関する事。 (2) 介護認定審査会に関する事。 (3) 認定調査に関する事。

区 分	1 介護保険給付事業の概要	所管係	保険料・給付・ 介護認定係 (生きがい振興・ 地域包括ケア推進係)
-----	---------------	-----	--

制 度 の 概 要

介護保険事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援・要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うものである。

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）
- ◇ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
- ◇ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚令第 36 号）
- ◇ 宇治市介護保険条例（平成 12 年宇治市条例第 38 号）
- ◇ 宇治市介護保険規則（平成 12 年宇治市規則第 42 号）
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 26 年宇治市条例第 37 号）
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 18 年宇治市規則第 39 号）
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年宇治市条例第 31 号）
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 30 年宇治市規則第 14 号）
- ◇ 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年宇治市条例第 38 号）
- ◇ 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成 27 年宇治市規則第 6 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 14 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年宇治市規則第 52 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 15 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年宇治市規則第 18 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 16 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年宇治市規則第 19 号）
- ◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 43 号）
- ◇ 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 29 年宇治市告示第 44 号）
- ◇ 宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 29 年宇治市告示第 45 号）
- ◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定訪問介護相当サービス事業所等の指定等に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 46 号）
- ◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に要する費用の額に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 47 号）

制 度 の 現 況

(1) 被保険者

- ① 第1号被保険者：宇治市内に住所を有する65歳以上の人
- ② 第2号被保険者：宇治市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

(2) 保険料

① 第1号被保険者

基準額は70,800円（月額5,900円）で、前年の所得等に応じて15段階に分かれている。

保険料 段階	対 象 者		割合	年間 保険料
第1段階	・生活保護受給者		基準額 ×0.25	17,700円
	市民税非課税 世帯で、 本人：非課税 世帯：非課税	・老齢福祉年金受給者 ・前年の本人の公的年金等収入額とその他の 合計所得金額の合計が80万円以下		
		前年の本人の公的年金等収入額とその他の 合計所得金額の合計が80万円を超え120 万円以下		
第2段階	本人：非課税 世帯：非課税	前年の本人の公的年金等収入額とその他の 合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.35	24,780円
第3段階		前年の本人の公的年金等収入額とその他の 合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.65	46,020円
第4段階	本人が市民税 非課税（世帯に 課税者あり） で、 本人：非課税 世帯：課税	前年の本人の公的年金等収入額とその他の 合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.80	56,640円
第5段階 （基準額）		前年の本人の公的年金等収入額とその他の 合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額	70,800円
第6段階	本人が市民税 課税で、	前年の合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.10	77,880円
第7段階		前年の合計所得金額が125万円を超え200 万円未満	基準額 ×1.30	92,040円
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万 円未満	基準額 ×1.65	116,820円
第9段階		前年の合計所得金額が300万円以上400万 円未満	基準額 ×1.95	138,060円
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万 円未満	基準額 ×2.10	148,680円
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万 円未満	基準額 ×2.25	159,300円
第12段階		前年の合計所得金額が600万円以上750万 円未満	基準額 ×2.40	169,920円
第13段階		前年の合計所得金額が750万円以上900万 円未満	基準額 ×2.55	180,540円
第14段階		前年の合計所得金額が900万円以上1,000 万円未満	基準額 ×2.70	191,160円
第15段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上	基準額 ×2.95	208,860円

※令和6年度の保険料段階を記載。

② 徴収方法

ア 特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金等が、年額 18 万円以上である場合は、年金から差引きする。

イ 普通徴収

特別徴収の対象にならない第 1 号被保険者については、納付書や口座振替で納付する。

③ 保険料の減額

保険料段階が第 2 段階または第 3 段階の被保険者のうち、次の要件をすべて満たす人は、申請により第 1 段階の保険料に減額される。

要件

- 前年収入の合計額が単身世帯で 94 万円以下（世帯人数が 1 人増えるごとに 50 万円を加算）
 - ※ 収入には非課税年金（遺族年金、障害年金等）も含む
 - ※ 前年収入とは、令和 6 年度保険料の場合、令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月の収入を指す
- 他世帯の人の所得税・市民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- 居住用資産の評価額が 1,800 万円以下であり、属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
- 預貯金の合計額が単身世帯で 350 万円以下（世帯人数が 1 人増えるごとに 100 万円を加算）

(3) サービスの種類及び給付内容

① 在宅サービス ※ 訪問介護、通所介護を除いて介護予防を含む。

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、掃除、洗濯などの生活援助を行う。

イ 訪問入浴介護

移動可能な浴槽を使用し、居宅で入浴の介助を行う。

ウ 訪問看護

医師の指示のもと、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。

エ 訪問リハビリテーション

医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行う。

オ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を行う。

カ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院などにおいて、心身機能の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行う。

キ 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

ク 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的管理のもとで、看護や機能訓練、日常生活上の支援を受ける。

ケ 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。

コ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している要介護・要支援認定者について、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援、機能訓練などを行う。

サ 福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与する。

シ 特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴や排泄などに使用する補助用具の購入費の 9 割（一定所得者は 8 割・7 割）を保険給付する。

ス 住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修について、改修費の 9 割（一定所得者は 8 割・7 割）を保険給付する。

② 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

※（*）は長寿生きがい課所管事業

ア 訪問型サービス

● 訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問し、家族や地域の支援が受けられない場合に、本人が自力では困難な行為について、支援を行う。

● 生活支援型訪問サービス

宇治市生活支援員などが居宅を訪問し、家族や地域の支援が受けられない場合に、掃除や調理などの本人が自力では困難な家事について、支援を行う。

● 住民主体型生活支援（*）

ボランティアなどが居宅を訪問し、掃除や調理などの本人が自力では困難な家事について、支援を行う。

● 訪問型短期集中予防サービス（*）

作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、保健師などの専門職が、介護予防に関して、定期的に短期間（概ね週 1 回程度、3 か月間）訪問して指導を行う。

イ 通所型サービス

● 通所介護相当サービス

デイサービスセンターにおいて、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための目標にあわせた選択的サービスを行う。

● 短時間型通所サービス

デイサービスセンターにおいて、生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを中心としたサービスを短時間（2～5 時間未満程度）行う。

● 住民主体型通いの場活動支援（*）

ボランティア（健康長寿サポーターなど）がサポーターとなり、短時間（2 時間程度）の運動や交流を行う。

● 通所型短期集中予防サービス（*）

作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護師などによる指導のもと、体操や栄養改善、口腔ケアなどの介護予防プログラムを短時間（概ね週 1 回程度、3 か月間）行う。

③ 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24 時間対応の訪問介護・訪問看護サービスで、日中・夜間を通じて、介護職員と看護師が連携しながら、定期的な巡回訪問と利用者の通報によって、随時対応を行う。

イ 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターで、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を日帰りで行う。

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を日帰りで行う。

エ 小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、本人の心身の状況、環境、本人や家族の希望に応じて、随時「訪問」や施設への「泊まり」を組み合わせ、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を行う。

オ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い利用者に対応するため、小規模多機能型居宅介護に療法上の世話または必要な診療の補助を行う「看護」を加えたサービスを行う。

カ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人を対象に、共同生活を営む住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもとに、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練などを行う。

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人に対して、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練などを行う。

④ 施設サービス

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人が入所し、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を受ける。

イ 介護老人保健施設

病状が安定し、入院治療の必要はないがリハビリテーションや看護が必要な人が入所し、家庭への復帰を目指して、日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

ウ 介護医療院

介護療養型医療施設に生活施設としての機能が追加されたサービスで、平成 30（2018 年）4 月に新設された。主に長期にわたり療養が必要な人が対象になる。

(4) サービスの利用

① 在宅サービス

介護サービス計画に基づいて各種のサービスを利用した場合、原則として、利用者はサービス費用の 1 割、2 割又は 3 割を負担する。在宅サービスでは要介護度に応じた上限（支給限度額）が決められており、それを超えるサービスの利用については全額自己負担になる。

在宅サービス区分支給限度額（月額）

要介護状態区分	支給限度額
事業対象者 要支援 1	50,320 円
要支援 2	105,310 円
要介護 1	167,650 円
要介護 2	197,050 円
要介護 3	270,480 円
要介護 4	309,380 円
要介護 5	362,170 円

② 施設サービス

利用者は施設サービス費用の 1 割、2 割又は 3 割と、食費・居住費や、理美容等の日常生活費を負担する（支給限度額の設定はない）。

(5) 利用者負担の軽減等

① 高額介護サービス費

同月内の利用者負担の世帯合算額が高額になるときは、申請により、下記上限額を超えた分が支給される。

令和 3 年 8 月サービス利用分から、一定所得以上の世帯について限度額が変更された。

ア 利用者負担の上限額

区分（※2）	自己負担額の上限	
	個人	世帯（※1）
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円	140,100 円
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000 円	93,000 円
市民税課税で課税所得 380 万円（年収約 770 万円） 未満	44,400 円	44,400 円
市民税非課税世帯	24,600 円	24,600 円
本人の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の 合計が 80 万円以下	15,000 円	
老齢福祉年金受給者		
生活保護受給者	15,000 円	15,000 円

※1 上限額は、世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計となる。

※2 世帯内の 65 歳以上で最も所得が高い人の区分が世帯の上限となる。

イ 支給件数

（単位：件）

年度	元	2	3	4	5
件数	25,821	25,935	27,012	27,387	27,543

② 高額医療合算介護サービス費

医療費と介護サービス費の両方の負担がある場合に自己負担額を合計して、年額（8 月 1 日から翌年 7 月末日）で定められた自己負担限度額を超えたうち介護分が高額医療合算介護サービス費として支給される。

ア 合算算定基準額（平成 30 年 8 月以降）

- 被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70 歳未満の人）

所得区分（旧ただし書き所得）	自己負担限度額
所得 901 万円超	212 万円
所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
所得 210 万円以下	60 万円
市民税非課税世帯	34 万円

※旧ただし書き所得＝前年の総所得金額等－基礎控除 33 万円。

- 被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70～74 歳の人）
- 後期高齢者医療制度＋介護保険（75 歳以上の人）

所得区分		自己負担限度額
現役並み 所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	212 万円
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	141 万円
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	67 万円
一般		56 万円
低所得者Ⅱ		31 万円
低所得者Ⅰ		19 万円

イ 支給件数

(単位：件)

年度	元	2	3	4	5
件数	1,811	1,915	1,852	1,967	1,941

③ 特定入所者介護（介護予防）サービス費

介護保険施設に入所した場合又はショートステイを利用した場合、申請の上、以下の要件のすべてを満たしていると認められると、食費及び居住費（滞在費）が減額される。

令和 6 年 8 月から居住費の負担限度額が変更された。

要件

- 市民税非課税世帯であること
- 同一世帯には属さない配偶者がいる場合、その配偶者が市民税非課税であること（配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）
- 利用者とその配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社等運用信託及び有価証券その他これらに類する資産の合計額が基準額以下（下表「利用者負担段階」参照）であること

ア 利用者負担段階

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の合計額
第 1 段階	・生活保護受給者	—
	・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	単身:1,000 万円以下 夫婦:2,000 万円以下
第 2 段階	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間 80 万円以下の人	単身:650 万円以下 夫婦:1,650 万円以下
第 3 段階 ①	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間 80 万円超、120 万円以下の人	単身:550 万円以下 夫婦:1,550 万円以下
第 3 段階 ②	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間 120 万円超の人	単身:500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下

※第 2 号被保険者は利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000 万円以下、夫婦：2,000 万円以下であれば支給対象となります。

イ 負担限度額（1 日あたり）

利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第 1 段階	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円
第 2 段階	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円 (600 円)
第 3 段階 ①	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	650 円 (1,000 円)
第 3 段階 ②	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	1,360 円 (1,300 円)

※従来型個室の（ ）の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または、短期入所生活

介護を利用した場合の額。
 ※食費の（ ）の金額は、短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の額。

ウ 認定件数

(単位：件)

年 度 利用者負担段階	元	2	3	4	5
第 1 段階	171	174	157	155	149
第 2 段階	386	385	388	359	353
第 3 段階①	1,336	1,337	270	270	283
第 3 段階②	—	—	916	878	865
合 計	1,893	1,896	1,731	1,662	1,650

※8月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

④ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

市に減額の実施を申し出た社会福祉法人等が実施しているサービスを利用している人は、以下の要件のすべてを満たすと、利用者負担額のうち1割負担分、食費、居住費（滞在費）について25%（老齢福祉年金受給者は50%）が減額される。

生活保護受給者は、介護老人福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（介護予防）・短期入所生活介護を利用した場合の個室の居住費（滞在費）について100%が減額される。

要件（生活保護受給者又は、次のすべての要件を満たす人）

- 市民税非課税世帯
- 年間収入額が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下である
- 預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下である
- 世帯が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していない
- 負担能力のある親族等に扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

認定件数

(単位：件)

年度	元	2	3	4	5
件数	93	101	87	89	95

※8月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

⑤ 認知症対応型共同生活介護家賃等の減額

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）を利用し、申請の上、以下の要件を満たしていると認められると、家賃・光熱水費・食費が減額される。

要件

「④社会福祉法人等による利用者負担の軽減」と同じ

ア 減額される金額（月額）

利用者 負担段階	対象となる人	家 賃		光熱水費・食費 (上限)
		上限		
第 1 段階	生活保護受給者	各事業所の家賃 から 40,000 円 を控除した額	なし	20,000 円
第 2 段階	市民税非課税世帯で、本人の 合計所得金額と公的年金等収 入額の合計額が 80 万円以下 の人		20,000 円	15,000 円
第 3 段階	市民税非課税世帯で、第 2 段 階に該当しない人		15,000 円	10,000 円

イ 認定件数

(単位：件)

年 度 利用者負担段階	元	2	3	4	5
第 1 段階	18	21	24	31	27
第 2 段階	7	6	11	8	8
第 3 段階	3	4	5	5	4
合 計	28	31	40	44	39

※8月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

(6) 要介護（要支援）認定の状況

被保険者が介護保険の給付を受けるためには、要介護（要支援）認定を受ける必要がある。各年度3月末の要介護（要支援）認定者数は、以下のとおりである。

要介護（要支援）認定者数

(単位：人)

年 度 要介護度	元	2	3	4	5
要支援 1	1,561	1,642	1,779	1,769	1,969
要支援 2	1,342	1,410	1,384	1,420	1,463
要介護 1	2,618	2,814	2,899	2,996	2,925
要介護 2	1,802	1,730	1,719	1,734	1,887
要介護 3	1,327	1,381	1,403	1,418	1,386
要介護 4	1,011	1,089	1,084	1,066	1,077
要介護 5	744	723	694	702	751
合 計	10,405	10,789	10,962	11,105	11,458

※宇治市独自集計値

(7) サービスの利用状況

※単位の回・日は年間延べ回数。人は各年度10月の利用人数

① 在宅サービス

サービス種類 \ 年 度	元	2	3	4	5
訪問介護（回）	393,836	425,526	457,222	480,442	517,233
訪問入浴介護（回）	5,541	6,144	6,701	6,778	7,583
訪問看護（回）	86,246	92,533	102,512	109,705	121,126
訪問リハビリテーション（回）	53,313	56,325	62,652	63,763	67,801
通所介護（回）	184,577	168,995	165,782	169,166	179,453
通所リハビリテーション（回）	65,067	69,045	72,608	73,740	75,641
短期入所（日）	56,411	54,958	53,934	50,371	49,604
居宅介護支援（人）	5,283	5,482	5,646	5,793	5,971
居宅療養管理指導（人）	1,928	2,245	2,384	2,557	2,726
特定施設入居者生活介護（人）	311	319	316	305	302

② 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

サービス種類 \ 年 度	元	2	3	4	5
訪問介護相当サービス（回）	35,108	33,142	32,405	30,853	29,538
生活支援型訪問サービス（回）	3,263	2,323	2,092	1,565	1,477
住民主体型生活支援（回）（*）	—	—	16	221	210
訪問型短期集中予防サービス（回）（*）	48	48	154	216	168
通所介護相当サービス（回）	26,180	23,750	21,429	20,363	19,383
短時間型通所サービス（回）	17,908	17,488	18,158	20,673	24,518
住民主体型通いの場活動支援（回）（*）	1,487	1,036	1,247	2,020	2,313
通所型短期集中予防サービス（回）（*）	48	73	61	80	79
介護予防ケアマネジメント（人）（*）	741	664	633	642	642

※（*）は長寿生きがい課所管事業

③ 地域密着型サービス

年 度 サービス種類	元	2	3	4	5
認知症対応型共同生活介護（人）	272	281	302	291	290
認知症対応型通所介護（回）	21,288	20,062	18,711	20,211	17,573
小規模多機能型居宅介護（人）	233	277	297	338	328
看護小規模多機能型居宅介護（人）	28	27	27	24	23
地域密着型介護老人福祉施設（人）	30	30	27	32	31
定期巡回・随時対応型 訪問介護・看護（回）	6,455	8,596	8,185	10,433	11,623
地域密着型通所介護（回）	29,852	26,293	27,448	27,044	28,259
夜間対応型訪問介護（回）	364	1,189	2,111	2,183	1,456

④ 施設サービス

(単位：人)

年 度 サービス種類	元	2	3	4	5
介護老人福祉施設	650	684	686	704	676
介護老人保健施設	509	487	499	482	496
介護療養型医療施設	27	7	4	2	1
介護医療院	122	145	159	157	167

(8) 介護保険事業特別会計の状況

① 歳入

(単位：千円)

年 度 項 目	元	2	3	4	5
保 険 料	3,191,020	3,125,302	3,421,784	3,408,728	3,395,831
使用料及び手数料	259	268	273	263	251
国 庫 支 出 金	3,295,660	3,553,253	3,550,822	3,732,685	3,963,174
支 払 基 金 交 付 金	3,877,634	3,922,824	4,036,378	4,094,625	4,213,500
府 支 出 金	2,118,624	2,177,777	2,229,378	2,314,736	2,449,301
財 産 収 入	573	37	17	49	149
繰 入 金	2,551,008	2,805,486	2,559,862	2,712,379	2,926,539
繰 越 金	231,247	434,521	614,185	425,500	555,983
諸 収 入	3,521	19,344	4,350	5,550	3,688
市 債	—	—	—	—	—
合 計	15,269,546	16,038,812	16,417,049	16,694,515	17,508,416

② 歳出

(単位：千円)

年 度 項 目	元	2	3	4	5
総 務 費	290,181	258,592	277,508	299,062	328,975
保 険 給 付 費	13,671,988	14,075,390	14,457,126	14,745,121	15,186,003
財政安定化基金拠出金	—	—	—	—	—
地 域 支 援 事 業 費	620,688	646,456	634,459	661,907	690,559
基 金 積 立 金	168,456	247,547	403,250	216,888	264,095
公 債 費	0	0	0	0	0
諸 支 出 金	83,712	196,642	219,206	215,554	302,037
予 備 費	0	0	0	0	0
合 計	14,835,025	15,424,627	15,991,549	16,138,532	16,771,709

区 分	2 在宅医療・介護連携推進事業	所管係	給付係
-----	-----------------	-----	-----

制 度 の 概 要

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため、地域における医療、介護の関係機関の連携体制を構築する。

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

（単位：回）

国が示す事業内容		区分 \ 年度	2	3	4	5
ア	地域の医療・介護の資源の把握	ココカラまるとブック発刊	実施	実施	実施	実施
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	医療介護連携センター運営協議会、医療介護連携推進委員会等の実施	実施	実施	実施	実施
ウ	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	協議会（地域連携室、訪問看護、地域包括支援センター等）の実施	13	13	11	12
エ	医療・介護関係者の情報共有の支援	ココカラまるとブック発刊	実施	実施	実施	実施
オ	在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅サポート医制度勉強会等	15	23	26	23
カ	医療・介護関係者の研修	合同勉強会、在宅診療勉強会等の実施	9	5	12	19
キ	地域住民への普及啓発	相談会等の実施	0	4	6	4
ク	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	医療介護連携センター運営協議会の実施	3	0	1	5

（組織機構改革に伴い令和 6 年度より長寿生きがい課に移管）

